

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
栗原市	49.9歳	76人	298,500円	317,759円	318,692円	-	-	-	-
うち 用務員	52.8歳	20人	306,400円	324,760円	304,815円	用務員	53.9歳	227,200円	1.43
うち 学校給食員	50.0歳	21人	312,500円	325,405円	302,761円	調理士	41.8歳	240,500円	1.35
うち 清掃職員	57.5歳	2人	-	-	-	廃棄物処理業 従業員	43.3歳	299,800円	-
うち 自動車運転手	46.3歳	14人	276,600円	317,029円	325,298円	自家用乗用自 動車運転手	50.4歳	166,800円	1.90
うち その他	48.1歳	19人	291,500円	304,111円	302,761円	-	-	-	-
宮城県	49.1歳	381人	339,454円	384,464円	366,036円	-	-	-	-
国	48.8歳	-	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
栗原市	-	-	-
うち 用務員	5,340,606 円	3,284,300 円	1.63
うち 学校給食員	5,365,206 円	3,329,300 円	1.61
うち 清掃職員	5,233,910 円	4,192,600 円	1.25
うち 自動車運転手	5,005,710 円	2,159,800 円	2.32
うち その他	4,899,456 円	-	-

備考

「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 16 年～18 年の 3 か年平均）を使用している。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

職種ごと年齢別職員数

区 分	28 歳 未 満	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳
全 体	0	2	3	6	6	4	17	20	18	0
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
学校給食員	0	1	2	1	1	0	3	7	6	0
用務員	0	0	0	1	1	0	6	4	8	0
自動車運転手	0	0	1	2	3	2	1	5	1	0
その他	0	1	0	2	1	2	7	4	1	0

その他給与に関する事項

ア 給料表

労務職給料表（国家公務員行政職俸給表（二）に準拠）を適用

イ 技能労務職員にかかる諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を給与規程に従い支給。なお、技能労務職にかかる特殊勤務手当の規定はない。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸（57歳を超える場合は2号俸）を標準として昇給する。

ただし、栗原市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則附則第7項（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数の特例）により、規定期間においては、この昇給号俸数から1を減じた号俸数とする。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職については、平成18年1月に策定した栗原市定員適正化計画において、退職者不補充の方針を明確にしている。

よって、現在ではその計画に基づき、新規の採用は行っておらず、欠員が生じた部分の業務を外部委託化や臨時職員等に切り替えを図っており、今後も新規採用は行わない方針である。

また、給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていくこととする。

3 取組事項の具体的な内容（給料表・手当に関する事項、及び昇給のあり方）

平成17年4月（町村合併時）に、給料表及び諸手当は国家公務員に準拠し整備を行っており、給料表は国家公務員行政職俸給表（二）を適用、また、諸手当のうち技能労務職にかかる特殊勤務手当の公用車運転技術員手当を廃止している。

なお、給与構造見直しによる給与水準の引き下げ、及び57歳を超える職員の昇給抑制を、

国家公務員に準じて実施している。

また、人事評価制度の導入にあたっては、計画的に研修会を実施している最中であり、今後は試行を重ねながら、平成23年度からは処遇に反映できるよう体制を整備しているところである。

4 その他（民間委託等の推進）

技能労務職は退職者不補充職種であるため、学校給食業務、クリーンセンター可燃物処理業務等、減員職種等の状況に応じ、順次欠員部分にかかる業務を民間へ委託しており、また、現状において民間への委託が調整できない業務については、暫定措置として臨時職員等に対応している状況にある。

今後は、平成21年度に策定を予定している「栗原市民間委託推進計画」に基づき、技能労務職の退職者不補充に対応していくこととする。